再審法改正実現本部連載

今こそ変えるぞ！ 再審法

第14回 改正再審法の問題点と課題

再審法改正実現本部 本部長代行 河井 匡秀（49期）

1 刑訴法第4編「再審」（以下、「再審法」という）の改正は、第221回特別国会において、2026年7月17日、参議院本会議で可決され、成立した。

LIBRA10月号「再審法改正の国会審議の状況について（後編）―再審法改正の成立―」で報告したように、①再審の手続における裁判官の除斥、②再審請求審における調査手続及び審判手続、③再審請求審における証拠の提出命令、④再審請求手続で検察官から提出された証拠の目的外使用の禁止、⑤再審開始決定に対する検察官の不服申立の原則禁止、⑥費用の保障、執行停止、即時抗告等の提起期間の延長等を主な内容とするものである。

2 成立した改正再審法には、未だ不十分な点や懸念される事項が多数残されている。その主なものは、以下のとおりである。

(1) 再審開始決定に対する検察官の不服申立は「当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合」に、例外的とはいえ許容されている（450条の2）。

国会審議では、裁判所が「十分な根拠」がないと判断した場合には早期に抗告を棄却することも可能との答弁はなされたが、運用次第では骨抜きになりかねない。

弁護人としては、再審開始決定に対する検察官の不服申立がなされた場合には、申立書に原決定の誤りを示す客観的な事実が記載されておらず、そのことを具体的に示す資料等が添付されていない場合等には、「十分な根拠」がないとして、裁判所に対して、直ちに検察官の抗告または異議申立を棄却するように求めていく必要がある。

(2) 証拠の提出命令は、裁判所に証拠を提出する方法によるものとし、その対象を、「再審の請求の理由に関連すると認められる証拠」について、関連性、必要性、弊害の程度等を考慮し、相当と認めるものに限定している（445条の2）。

この点に関して国会審議では、以下のような答弁がなされた。

① 証拠の提出命令制度における関連する証拠の範囲というのは相当の広がりを持つ。同制度は、裁判所による証拠の提出・開示の勧告といった従来の実務運用を否定するものではない。審理に必要かつ十分な証拠が裁判所に提出される。

② 証拠の存否や検察官の回答の真偽を判断、確認するために、捜査過程に関する証拠物、捜査関係書類、写真やネガ等について、相当に幅のある内容の提出命令を求めることは可能である。

③ 例えば、犯行当時の着衣に関する写真、ネガ、その他の記録媒体という特定で、捜査過程に関する証拠物、捜査関係書類、写真やネガ等は、幅広く裁判所に提出される。

これらの国会審議での答弁をふまえて、弁護人としては、検察官、裁判所に対して、従前よりも幅広い証拠開示が実現するように求めていく必要がある。

(3) 証拠一覧表は、インカメラで裁判所にしか開示されない（445条の3）。この規定では、そもそも請求人・弁護人が証拠の存否自体を知ることが困難となるおそれが強い。

また、再審請求手続で検察官から提出された証拠について、再審請求者と弁護人に目的外使用の禁止を定め、罰則も設けている（445条の6）。再審請求手続で提出された証拠を適正に保管するべきことは当然である。しかし、新証拠の獲得のために開示証拠を支援者に交付すること等も目的外使用にあたるとされる懸念があり、萎縮効果は非常に大きいものがある。

3 改正再審法の附則では、①改正法の施行後5年毎に見直しを行うこと、見直しを検討する対象として、証拠一覧表の開示と目的外使用の禁止が明記され（附則2条）、②裁判所が証拠の提出や開示を勧告し、検察官が任意で応じている現在の実務運用について、引き続き適切に行う、とされた（附則4条）。

弁護士会としては、成立した改正再審法の適正な解釈及び運用を求めていくとともに、5年後の見直しに向けて、えん罪被害者を迅速かつ容易に救済する再審法を実現するための運動を、引き続き市民やマスコミ等とともに進めていく必要がある。